

富士見市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第1条関係

富士見市道路占用料条例（昭和43年条例第8号）新旧対照表

新	旧
(延滞金の徴収)	(督促手数料及び延滞金の徴収)
第9条 (略)	第9条 (略)
<u>2</u> 前項の規定による督促を受けた者は、同項の規定により指定された期限までに占用料を納付しない場合は、納付すべき金額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	<u>2</u> 市長は、前項の規定により督促したときは、督促状1通につき80円の督促手数料を徴収する。 <u>3</u> 第1項の規定による督促を受けた者は、同項の規定により指定された期限までに占用料を納付しない場合は、納付すべき金額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)
<u>4</u> 市長は、特に認めるときは、第2項に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。	<u>5</u> 市長は、特に認めるときは、第3項に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。
附 則 (延滞金の割合の特例)	附 則 (延滞金の割合の特例)
<u>3</u> 当分の間、第9条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9	<u>3</u> 当分の間、第9条第3項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9

3条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

3条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

富士見市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第2条関係

富士見市国民健康保険高額医療費資金貸付条例（昭和60年条例第12号）新旧対照表

新	旧
(貸付対象)  第4条 資金の貸付けは、次の各号の要件の <u>全て</u> を満たす被保険者の属する世帯の世帯主に対して行う。ただし、他の法令により、当該療養に要する費用について負担が行われる場合を除く。  (1)・(2) (略)	(貸付対象)  第4条 資金の貸付けは、次の各号の要件の <u>すべて</u> を満たす被保険者の属する世帯の世帯主に対して行う。ただし、他の法令により、当該療養に要する費用について負担が行われる場合を除く。  (1)・(2) (略)
(即時償還)  第13条 市長は、次の各号の <u>いずれか</u> に該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず、借受人に対し直ちに貸付金の全額を償還させるものとする。  (1)・(2) (略)	<u>(延滞金)</u>  <u>第14条 市長は、借受人が償還すべき期日までに償還すべき金額を支払わないときは、当該期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該金額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。</u>  (即時償還)  第13条 市長は、次の各号の <u>一</u> に該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず、借受人に対し直ちに貸付金の全額を償還させるものとする。  (1)・(2) (略)
(領収証の交付等)  <u>第14条 (略)</u>  (運用益金の処理)  <u>第15条 (略)</u>	(領収証の交付等)  <u>第15条 (略)</u>  (運用益金の処理)  <u>第16条 (略)</u>

(委任)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

富士見市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第3条関係

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程（平成4年条例第20号）新旧対照表

新	旧
( <u>延滞金</u> ) 第27条 前2条の規定により徴収する清算金を滞納した者に督促状を発した場合には、 <u>その滞納の日数に応じて当該督促に係る清算金の額(100円未満の徴収があるときはこれを切り捨てる。)に年10.75パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収するものとする。</u> 2 (略)	( <u>督促手数料及び延滞金</u> ) 第27条 第25条又は前条の規定により徴収する清算金を滞納した者に督促状を発した場合には、 <u>督促1回ごとに法第110条第4項に規定する国土交通省令で定める額に相当する額の督促手数料及びその滞納の日数に応じて当該督促に係る清算金の額(100円未満の徴収があるときはこれを切り捨てる。)に年10.75パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収するものとする。</u> 2 (略)

富士見市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第4条関係

富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程（平成12年条例第26号）新旧対照表

新	旧
( <u>延滞金</u> ) 第25条 前 <u>2条</u> の規定により徴収する清算金を滞納した者に督促状を発した場合には、 <u>その滞納の日数に応じて当該督促に係る清算金の額（100円未満の徴収があるときは、これを切り捨てる。）に年10.75パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収するものとする。</u> 2 (略)	( <u>督促手数料及び延滞金</u> ) 第25条 第 <u>23条</u> 又は前条の規定により徴収する清算金を滞納した者に督促状を発した場合には、 <u>督促1回ごとに法第110条第4項に規定する国土交通省令で定める額に相当する額の督促手数料及びその滞納の日数に応じて当該督促に係る清算金の額（100円未満の徴収があるときは、これを切り捨てる。）に年10.75パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収するものとする。</u> 2 (略)

富士見市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第5条関係

富士見市国民健康保険出産費資金貸付条例（平成13年条例第12号）新旧対照表

新	旧
(貸付期間等)	(貸付期間等)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、世帯に属する <u>全て</u> の被保険者又は出産を予定する被保険者がその資格を喪失したときは、市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に対し、資格喪失の日から14日以内に貸付金の全額を償還させるものとする。	2 前項の規定にかかわらず、世帯に属する <u>すべて</u> の被保険者又は出産を予定する被保険者がその資格を喪失したときは、市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に対し、資格喪失の日から14日以内に貸付金の全額を償還させるものとする。 <u>(延滞利息)</u>
(領収証の交付等)	<u>第13条 借受人が、正当な理由がなく指定された期日までに貸付金を償還しないときは、当該期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該貸付金に年4.5パーセントの割合を乗じて得た額の延滞利息を徴収する。ただし、当該延滞利息の額が100円未満であるときは、徴収しない。</u>
第13条 (略)	(領収証の交付等)
(運用益金の処理)	第14条 (略)
第14条 (略)	(運用益金の処理)
(委任)	第15条 (略)
第15条 (略)	(委任)
	第16条 (略)

富士見市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第6条関係

富士見市借上型コミュニティ賃貸住宅条例（平成15年条例第12号）新旧対照表

新	旧
(督促_____) 第13条 (略)	(督促及び延滞金等) 第13条 (略) <u>2 市長は、前項の規定により指定した期限（以下「指定納期限」という。）までに使用料を納付しない者があるときは、当該使用料に指定納期限の翌日から起算して納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限の翌日から起算して1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて得た金額を延滞金として当該使用料に加算して徴収するものとする。この場合において、当該延滞金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u> <u>3 市長は、入居者が指定納期限までに使用料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞金を免除することができる。</u>

富士見市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第7条関係

富士見市公共物管理条例（平成16年条例第30号）新旧対照表

新	旧
(延滞金の徴収)	(督促手数料及び延滞金の徴収)
第17条 (略)	第17条 (略)
<u>2</u> 前項の規定による督促を受けた者は、同項の規定により指定された期限までに使用料等を納付しない場合は、納付すべき金額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	<u>2</u> 市長は、前項の規定により督促したときは、督促状1通につき80円の督促手数料を徴収する。 <u>3</u> 第1項の規定による督促を受けた者は、同項の規定により指定された期限までに使用料等を納付しない場合は、納付すべき金額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)
<u>4</u> 市長は、特に認めるときは、第2項に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。	<u>5</u> 市長は、特に認めるときは、第3項に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。
附 則 (延滞金の割合の特例)	附 則 (延滞金の割合の特例)
<u>4</u> 当分の間、第17条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第	<u>4</u> 当分の間、第17条第3項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第

93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

富士見市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第8条関係

富士見市準用河川占用料等徴収条例（平成16年条例第31号）新旧対照表

新	旧
(延滞金の徴収)	(督促手数料及び延滞金の徴収)
第6条 (略)	第6条 (略)
<u>2</u> 前項の規定による督促を受けた者は、同項の規定により指定された期限までに占用料等を納付しない場合は、納付すべき金額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	<u>2</u> 市長は、前項の規定により督促したときは、督促状1通につき80円の督促手数料を徴収する。 <u>3</u> 第1項の規定による督促を受けた者は、同項の規定により指定された期限までに占用料等を納付しない場合は、納付すべき金額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)
<u>4</u> 市長は、特に認めるときは、第2項に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。	<u>5</u> 市長は、特に認めるときは、第3項に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。
附 則 (延滞金の割合の特例)	附 則 (延滞金の割合の特例)
<u>2</u> 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9	<u>2</u> 当分の間、第6条第3項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9

3条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

3条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

富士見市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第9条関係

富士見市営住宅条例（平成21年条例第8号）新旧対照表

新	旧
(督促_____) 第22条 (略)	(督促及び延滞金) 第22条 (略) <u>2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその家賃を納付しないときは、納付すべき家賃の額にその指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、当該延滞金額に100円未満の端数の額があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てる。</u> <u>3 市長は、入居者が指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。</u>
附 則	附 則 (延滞金の割合等の特例) 5 当分の間、第22条第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない

場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パー  
セント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。